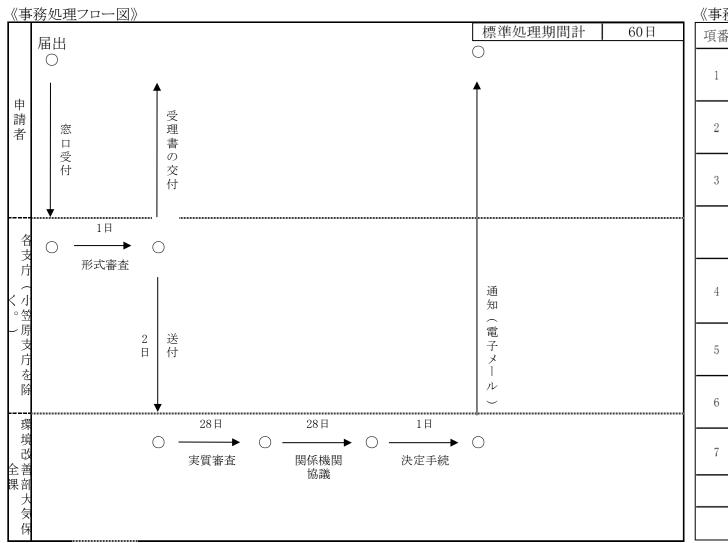
(平成30年4月1日更新)

事務処理フロー図

事務名 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設変更届出

作成部署 環境局環境改善部大気保全課大気担当 電話42-355



《事務処理フロー図の説明》		
項番	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査 します。
2	送付	形式審査が終了した申請書を処理機関で ある環境改善部大気保全課へ送付します。
3	受理書の交付	法施行規則第5条の規定により、届出者に 受理書を交付します。
		(特別区及び小笠原支庁管内については、 環境改善部大気保全課で受付、形式審 査、受理書の交付を行います。)
4	実質審査	申請書の内容について審査基準(法第8条 の排出基準及び第10条の総量規制基準) を満たしているかどうかを審査します。
5	関係機関協議	水質排出基準に係る適合状況について自 然環境部水環境課と協議をします。
6	決定手続	審査結果について、大気保全課長が決定します。
7	通知	届出者に審査結果を通知します。(審査基準に適合しないと認めるときは、計画変更その他必要な措置を命令します。)
		•